

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 AUG (Vol.52)

CONTENTS

海外拠点ニュース 各拠点の紹介：シンガポール駐在員事務所	2
株式会社中国銀行 シンガポール駐在員事務所	2
新興国ニュース 第52回タイ最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	4
【日本本社への利益の還元】＜インドネシア＞	11
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 加藤 豪氏	11
タイ法令の最新情報	14
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	14
Wage Subsidy4.0 (賃金補助制度) ＜マレーシア＞	16
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 加藤 芳之氏 (日本国公認会計士)	16
ベトナムの税制 ①	18
CaN International (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	18
マネージャー 久野 晃士氏	18
With コロナ：駐在員の個人所得税に直接的な影響ある重要規定①	
～日本本社として個人所得税額に直接的な影響が生じ得る重要規定・最新動向に要留意～	22
株式会社マイツ	22
国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	22



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

各拠点の紹介：

シンガポール駐在員事務所

株式会社中国銀行 シンガポール駐在員事務所

中国銀行には海外拠点として1支店（香港支店）、4駐在員事務所（上海、シンガポール、バンコク、ニューヨーク）があり、その他ベトナムにもトレーニーを派遣し、お客さまの海外ビジネスをサポートしています。まずは海外拠点自身を知って頂くために各拠点を紹介します。

今回はシンガポール駐在員事務所をご紹介します。

1. 事務所紹介

シンガポール駐在員事務所は東南アジアに2拠点ある中国銀行の海外拠点のひとつです。1998年の事務所開設以来、マリーナベイサンズでおなじみのマリーナ湾を臨むビジネス街ラッフルズプレイスにオフィスを構えています。スタッフは日本からの派遣行員1名、現地採用1名の合計2名で運営しています。

当事務所は、シンガポールのほかに、東南アジアのうちマレーシア、インドネシア、フィリピンと南アジア地域のインド、スリランカ、バングラデシュを所管国としており、同国に進出しているもしくはこれから進出を検討されるお客さまに対して、現地の情報提供や専門家紹介、販路仕入先開拓支援などを行っています。



【写真】事務所ビル外観

2. スタッフ紹介

【事務所長 谷村】

赴任3年目を迎え当地での生活、仕事にも慣れてはきましたが、現在はコロナ禍による渡航制限でシンガポール島内での活動を余儀なくされております。

当事務所では開設以来現在に至るまで7名の事務所長が赴任しており、当地の様々な分野でのネットワークを活用しお客さまサポートを行ってまいりました。

現在は渡航制限により自由な往来が困難な状況ではありますが、今後も現地駐在ならではの情報提供、専門家紹介、販路仕入先開拓支援を通じて、お客さまの海外ビジネスに少しでもお役に立てるよう努めていきたいと考えています。



【写真】谷村所長

【リサーチャー 川田】

主に英語での様々な情報収集や当局等対応に加え、経費支払、出張手配等のバックオフィス業務を行っています。中国地方出身ということもあり、業務を通じて間接的とはいえすこしでも地元のお客さまの海外ビジネスのサポートができればと思っています。

**【写真】 川田**

れています。現在ではこれまでの調達コスト削減を目的とした生産拠点としての進出だけでなく、売上拡大を目的とした商材・サービスの販売市場として小規模飲食店から大手ディスカウントストアまで大小様々な企業さまが進出しています。

シュリンクする国内市場に代わる新たな成長市場として、テスト販売や海外進出サポートを通じシンガポールや東南アジアでの市場開拓を検討されてみてはいかがでしょうか。当事務所といたしましても、地域活性化につながる地元のお客さまの東南アジアでの市場開拓を全力でサポートさせていただきます。

3. お客さまへのメッセージ

駐在員事務所ということもあり一般的な預金などの銀行取引をおこなうことは出来ませんが、現地駐在ならではの情報収集や専門家等とのネットワークを駆使してお客さまの東南アジアでのビジネスのサポートを行っています。

コロナ禍以前は、シンガポール、マレーシア、インドネシアにおいて拠点を持つ他の地方銀行との共催で異業種交流会を開催するなど、現地でのお客さまのネットワーク構築支援も行ってきました。また、昨年度は現地専門家と連携して地元のお客さまの当地でのテスト販売を支援するなど、コロナ禍においても可能な限り現地でのお客さまサポートを継続しております。

シンガポールをはじめとする東南アジアは日本製品への支持が厚く、今後の人口増加や所得水準の向上が見込まれる成長市場として、日本の企業さまにとって非常に魅力あるエリアであるといわ

シンガポール駐在員事務所**所在地：**16 Collyer Quay, #23-03 ,
Singapore 049318

TEL： +65-6536-7757

FAX： +65-6536-7767

新興国ニュース

第52回タイ最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

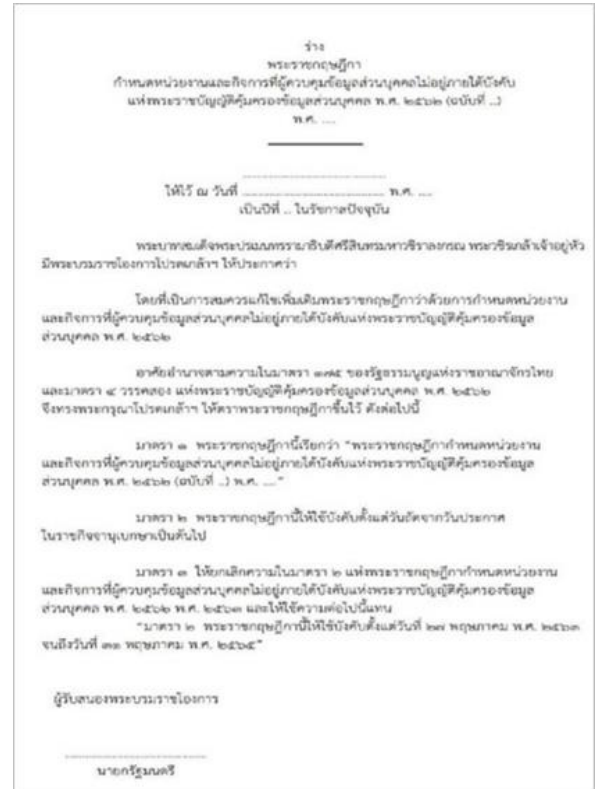
今回はタイの最新情報をお届けいたします。
ぜひご一読ください。

【タイ】

【1. タイ国個人情報保護法(PDPA)について】

2019年5月28日に施行された個人情報保護法(PDPA)について、適用開始まで1年間の準備期間がありましたが、2020年5月中旬に、適用開始日が2021年6月1日へと延長する発表がありました。適用開始に向けて、政府非公式ではあるものの、600ページにもわたるガイドライン(Thailand Data Protection Guidelines 3.0、3.1)が2020年12月末、2021年3月に発表され、いよいよ適用開始かと思われていましたが、2021年5月5日の閣議において、適用開始の再延長が決定し、現時点での適用開始予定日は、2022年6月1日からとなりました。

なお、現時点でも当局からの公式通知は行われておりませんが、以下の内容が発表予定となっております。(タイ語で恐れ入ります)



【2. PDPA の概要、及び重要な条文について】

適用開始は2022年6月1日からとなりましたが、ガイドラインの発表内容が、今後大きく変更されることは考えにくく、現時点で未だ発表されていない部分(個人情報の越境移転に関する内容等)が明らかになり、発表内容によっては、追加資料の準備を行う必要が出てくる可能性があります。1年間の追加猶予期間があるため、PDPAの概要と、重要な条文を改めて確認し、必要規定の準備を進めていきましょう。

A. PDPA の概要

PDPAは、2019年5月28日に施行され、全96条から構成されています。

タイ語：[T_0052.PDF \(soc.go.th\)](https://www.soc.go.th/T_0052.PDF)

英語(非公式翻訳)：

[thailand-personal-data-protection-act-2019-en.pdf \(thainetizen.org\)](https://thailand-personal-data-protection-act-2019-en.pdf)

個人情報保護（1条～7条）

第1章：個人情報保護委員会（8条～18条）

第2章：個人情報保護（19条～29条）

第3章：データ主体の権利（30条～42条）

第4章：個人情報保護委員（43条～70条）

第5章：苦情（71条～76条）

第6章：民法上の責任（77条～78条）

第7章：罰則（79条～90条）

経過規定（91条～96条）

96ある条文の中でも、重要な部分は、個人情報保護（1条～7条）、第2章の個人情報保護（19条～29条）、そして第3章のデータ主体の権利（30条～42条）です。1条～7条の個人情報保護については、用語の定義や、適用範囲、適用除外が明記されており、第2章の個人情報保護（19条～29条）については、個人情報の取り扱いに関して、詳細内容が記載されています。第3章のデータ主体の権利（30条～42条）では、題名はデータ主体の権利となっているものの、データ管理者、データ処理者、及びデータ保護責任者の義務についても第3章に明記されています。

上記に挙げた章項目の中から、特に重要となる条文を確認していきたいと思います。

B. 個人情報保護（1条～7条）

1条～7条の個人情報保護については、用語の定義や、適用範囲、適用除外が明記されているため、詳細を確認していきましょう。

PDPA6条で明記されている用語の定義の中でも、覚える必要のある項目は以下3つとなります。

「**個人情報（Personal Data）**」とは、直接的・間接的を問わず、個人の識別を可能にする、個人に関連する情報を指します。なお、死亡した個人の情報は含まれません。

「**データ管理者（Data Controller）**」とは、個人情報の収集、使用、開示に関して、決定を下す権限と義務を有する、個人または法人を指します。

「**データ処理者（Data Processor）**」とは、データ管理者の命令に従って（またはデータ管理者の代わりに）個人情報の収集、使用、開示に関連する活動を行う個人または法人を指します。

また、用語の定義の中では明記されていませんが、条文では、データ主体（Data Subject）という用語が頻繁に登場します。

「**データ主体（Data Subject）**」とは、特定されたまたは特定可能な自然人を指します。

用語の定義自体は難しくないと思いますが、条文を読む際には、データ管理者とデータ処理者の定義が混合しないように気を付けましょう。

用語の定義以外にも、PDPAの適用範囲や、適用除外内容が明記されています。

PDPAの適用範囲（5条）は、タイ国内に所在する「データ管理者」または「データ処理者」による個人情報の収集、使用、開示が適用範囲の原則となります。有償無償に関係なく、タイ国内にいるデータ主体に対して、商品またはサービスの提供がある場合や、データ主体のタイ国内での行動を監視する場合についても、PDPAの適用範囲となります。なお、データ管理者がタイに所在がない場合でも、上記の適用範囲に該当する場合は、データ管理者は、代理人を書面にて選定する必要があります。

（37条（5））

PDPA の適用除外（4 条）は、以下の 6 通りの活動となります。



C. 第2章 個人情報保護（19 条～29 条）

第2章の個人情報保護（19 条～29 条）では、個人情報の取り扱いに関して明記されており、非常に重要な部分となります。

C-1：同意の取得

個人情報の取り扱いに関して、データ主体へ同意を得る際には、①書面、または②電子的手段のいずれかで行うことや、同意文を作成する上で留意すべき点として、①個人情報の取扱目的の通知、②他の事項と明確に区別すること、③平易な文章を使用すること、④データ主体が誤解を招くような文章にしないこと、⑤データ主体の同意が、自由に与えられていること、⑥データ主体はいつでも同意を取り消す権利があること、が挙げられます。また、上記 6 項目のうち、特に気を付ける点としては、同意に際してデータ主体に自由な意思決定が与えられているかどうか、という点です。条文の中でも、自由な意思決定の部分が『最大限に考慮しなければならない』とあるので、データ主体からの同意が、データ主体の自由な意思決定の下で行われているか、考慮する必要があります。

C-2：適法根拠

前述した同意の取得の内容から、個人情報を取り扱う全ての場合に、データ主体から同意を得る必要があるかもしれませんが、適法根拠があれば、同意の取得は不要になります。（24 条、26 条）



C-3：プライバシー・ノーティス

データ主体から個人情報を収集するには、収集時（またはその前）での通知（ノーティス）が必要です。（23 条）ノーティスに明記されるべき内容は、23 条で明記されているため、資料を作成する際には、以下の項目があるか確認しましょう。

①個人情報の収集の目的、②個人情報提供の必要性と、データ主体が個人情報を提供しない場合に起こる影響、③収集する個人情報内容と保管期間、④開示先の情報、⑤データ管理者の情報、⑥データ主体の権利

C-4：個人情報の越境移転

データ主体の個人情報を、第三国（例：日本の親会社等）に送る場合は、個人情報の越境移転に該当するため、以下の 3 点を確認する必要があります。

1. 十分性認定（タイ国内から、個人情報の越境移転を例外的に認めるもの）を受けているかどうか
2. 個人情報の越境移転に関する適法根拠（契約の履行、同意取得、法的義務の順守等）があるかどうか

3. もし(1), (2) に該当しないのであれば、個人情報保護規則（拘束的企業準則（BCR）または標準契約条項（SCC））があるかどうか

なお、タイ政府が、充分性認定を日本へ認めるかどうか、個人情報保護規則の詳細については、現時点で不明確な内容となっておりますので、今後の発表内容によって対応する必要があります。

D. 第3章 データ主体の権利（30条～42条）

第3章のデータ主体の権利（30条～42条）では、データ主体の権利の他、データ管理者やデータ処理者、データ保護責任者の義務についても第3章に明記されています。

D-1：データ主体の権利

データ主体の権利は以下の通りです。

- ・ 個人情報へのアクセス、およびコピーを要求する権利
- ・ データ主体の同意なしに取得された個人情報の開示を要求する権利
- ・ データ管理者から、データ主体に関する個人情報を受け取る権利
- ・ 個人情報の収集、使用、または開示に異議を唱える権利
- ・ 個人情報の消去、または破棄を要求する権利
- ・ 個人情報を識別できないよう匿名データを要求する権利
- ・ 個人情報の使用の制限を要求する権利
- ・ 個人情報を最新のものにしよう要求する権利

『データ管理者から、データ主体に関する個人情報を受け取る権利』については、単にデータ主体の個人情報を受け取るだけでなく、データ主体の個人情報を、他のデータ管理者に送信または転送するように要求する権利も含まれています。(31

条) また、上記で挙げた当該データ主体の権利について、データ管理者は、適法根拠を理由に、データ主体の権利の要求を拒否することが可能です。なお、拒否の適法根拠がない場合は、データ主体から要求を受けた日から 30 日以内に対応する必要があります。

D-2：データ管理者の義務

データ管理者の義務は以下の通りです。
(37条、39条)

1. 適切なセキュリティ対策、効率的に見直しを行う義務
2. データ管理者が開示した第三者が、データ主体の個人情報を、違法（または許可なく）使用、開示することを防ぐ義務
3. 個人情報を削除する義務（適法根拠がない場合）
4. 個人情報の侵害を遅滞なく、通知する義務
遅滞なく個人情報の侵害と是正措置を、データ主体に通知する義務（高いリスクの場合）

1. データ管理者の代理人を書面にて指定する義務
2. 取扱活動の記録を作成し、保管する義務（書面または電子形式のいずれかで作成、保管する）

D-3：データ処理者の義務

データ処理者の義務は以下の通りです。(40条)

1. 個人情報の収集、使用、開示は、データ管理者の指示に従ってのみ、取扱を行う義務
2. 適切なセキュリティ対策を行い、発生した個人情報の侵害をデータ管理者に報告する義務
3. 個人情報の取扱活動の記録を行う義務

4. データ管理者と契約の締結を行う義務

データ管理者が保有する従業員情報について、例えば給与計算情報を会計事務所に依頼する場合は、データ管理者が会計事務所へ個人情報の開示したことになり、当該会計事務所は、データ処理者に該当します。データ管理者の義務の一つである、「データ管理者が開示した第三者が、データ主体の個人情報を、違法に（または許可なく）使用、開示することを防ぐ義務」を遂行するため、データ管理者は、データ処理者との間で、Data Processing Agreement と呼ばれる契約書を締結し、データ処理者の個人情報の取り扱いを管理する必要があります。また、開示先がデータ管理者の定義に該当する場合は、データ管理者間で、Data Sharing Agreement と呼ばれる契約書を締結し、データ管理者間で共有された個人情報の取り扱いに関して、管理する必要があります。

参照ホームページ

Personal Data Protection Act, B.E. 2562 (2019)
<https://thainetizen.org/wp-content/uploads/2019/11/thailand-personal-data-protection-act-2019-en.pdf>

【3. 社内における実務対応について】

個人情報保護法の条文について解説しましたが、その中で、データ管理者となる会社側が、準備をする必要のある資料がいくつかありますので下記解説します。

19条：同意の作成
 23条：プライバシーノーティス
 37条：個人情報侵害に関する通知
 39条：取扱活動の記録
 28条：国境を越えた個人情報の転送に関する規定
 41条：データ保護責任者の選任



19 条：同意の作成（※24 条・26 条の適法根拠項目に該当しない場合）

19 条の同意の作成については、24 条や 26 条に明記される適法根拠項目（例：保存や調査・統計、生命の利益保護、法的義務の遵守等）に該当しない場合において準備が必要となります。同意取得方法については、①書面、または②電子的手段、のいずれかとなり、データ主体から同意を得る際に気を付けるべき重要なポイント（目的の通知、区別、わかりやすさ、認識の一致、自由意志、取消権利）についても、記載に抜け漏れがないか確認しましょう。

23 条：プライバシーノーティス（プライバシーポリシー）

データ管理者が個人情報の収集を行う際、データ主体が収集の詳細をすでに知っている場合を除き、収集の前またはその時点で、収集の詳細をデータ主体に通知する必要があります。収集の詳細とは、収集の目的、必要性・影響（個人情報提供の必要性と、データ主体が個人情報を提供しない場合に起こる影響の通知）、収集する情報・保管期間、個人情報の開示先情報、データ管理者情報、そしてデータ主体の権利となります。プライバシーノーティスを作成する際には、これらの内容がしっかりと記載されているか確認が必要になります。

37 条：個人情報侵害に関する通知

データ管理者の義務の一つに、「個人情報侵害に関する通知」があります。個人情報漏洩が発生した際には、発覚確認から 72 時間以内に当局に通知する義務がありますが、72 時間以内に対応できるように規定を作成し、担当者が対応の流れや方法を理解できていることが望ましいです。

また、『データ管理者が開示した第三者が、データ主体の個人情報を、違法に（または許可なく）

使用、開示することを防ぐ義務』というのがデータ管理者に課せられています。第三者（＝データ処理者）が存在する場合には、管理のためにデータ処理契約書を作成し、データ処理者との間で当該契約書の締結をしておきましょう。

39 条：取扱活動の記録

取扱活動の記録について、39 条の中に、どのような内容を記録する必要があるか、明記されています。①収集された個人情報、②個人情報の収集目的、③データ管理者の詳細、④個人情報の保管期間、⑤個人情報にアクセスする権利を持つデータ主体の条件、及び権利を持つデータ主体が個人情報へアクセスする方法、⑥適法根拠項目の記載（24 条 26 条、該当がある場合）、⑦データ主体の要求や異議の拒否の記録、⑧適切なセキュリティ対策の説明、が記録が必要な内容となりますので、記録を作成の際には、当該内容があるか確認しましょう。また、運用が開始されてからも、記録内容に変更等があった際には、随時更新が必要となります。

個人情報の越境移転やデータ保護責任者の選定については、まだ不明確な部分も残っているため、今後当局から発表される内容に従って対応することが求められます。

実務対応の流れとしては、①現状把握、②適法根拠項目の確認、③内容の記載、④見直し・修正、というのが一般的です。

現状把握では、データマッピング等を行い、社内の個人情報の取扱に関して、各活動ごとに把握していきます。例えば、人材選定の際に、候補者からレジメや ID カード情報、住居登録証、学歴証明書等を受け取るケースが多いかと思いますが、このような「人材選定」という活動における個人情報の取扱詳細（収集、保管、開示・使用、削除）を確認していきます。現状把握後、個人情報の収集目的が、どの適法根拠に該当するのかを確認し、適法根拠がない活動があれば同意書の作成を行います。現状把握と適法根拠項目の確認が終わった後は、いよいよ資料作成となります。作成には、法律に明記されているそれぞれのポイントを確認しましょう。現時点ではまだ政府非公式ではあるものの、600 ページにわたるガイドライン等も発表されていますので、そちらを参考にされるのもよいかもしれません。

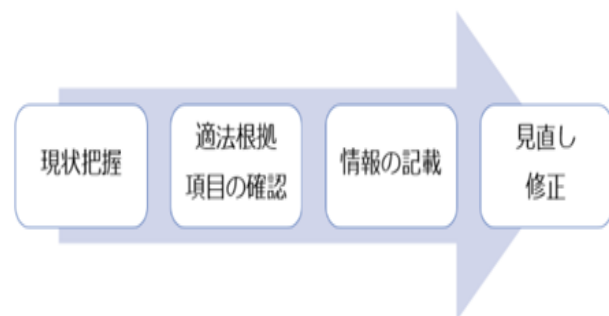
=====

Thailand Data Protection Guidelines 3.0

<https://www.law.chula.ac.th/wp-content/uploads/2020/12/TDPG3.0-C5-20201208.pdf>

=====

【4. 実務対応の流れ】



個人情報の越境移転に関する内容等は、今後当局からの発表によって対応する必要がある出てくる可能性もありますが、1 年後の完全施行へ向けて可能な範囲での準備を進めていくのが望ましいかと存じます。

弊社では、個人情報保護法セミナー（日本語、タイ語）の開催や、個人情報保護法に関するアドバイザリー、必要資料の作成サポート、すでに作成された資料のレビュー等も行っております。ご

不明な点等ありましたら、お気軽にお問い合わせ
くださいませ。

参照ホームページ

Personal Data Protection Act, B.E. 2562 (2019)

<https://thainetizen.org/wp-content/uploads/2019/11/thailand-personal-data-protection-act-2019-en.pdf>

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【利息により還流する場合】

利息での還流は「課税前利益の還流」であり、インドネシア子会社から日本親会社への支払いの際に10%の源泉税が課税されます。「課税前利益の還流」であるために、インドネシア子会社側で「損金へと算入」することが可能であり、日本親会社側では「益金へと算入」する必要があります。既に支払っている源泉税について、二重課税を排除するため(利息は日本親会社側で「益金へと算入」され課税されるため)に、日本において「外国税額控除」の規定の適用を受けることができます。

なお、インドネシアにおいて「過少資本税制」の適用があります。「資本金」と「借入金」は資金を調達するという意味では同じ性格ですが、利益の還流において、利息は「課税前利益の還流」であるためにインドネシアの法人税額を減少させる効果があります。そのため、過少資本税制は、この有利な利息での還流を制限する法律です。負債資本比率が4:1を超える場合に対象となります。

負債資本比率が4:1を超える借入を行っている場合には、その超える部分に対応する支払利息が「損金不算入」となってしまいますので、特に製造業等の借入が多い会社様はご注意ください(そのためDES:「負債と資本の交換」を行っている会社も多い)。

【取引によって還流する場合】

取引での還流は「課税前利益の還流」であり、その内容は更に3つに分類することができます。

1. 棚卸資産の取引価格による還流
2. 役務提供(事業所得)の取引価格による還流
3. 無形資産(使用料)の取引価格による還流

この中で源泉税が課されるものは3の使用料(ロイヤルティ)の取引価格による還流だけであり、その源泉税率は10%です。それ以外の取引では源泉税が必要ありません。(※ただし租税条約上の免税適用を受ける処理が必要)

使用料(ロイヤルティ)の源泉税については、二重課税を排除するため(使用料は日本親会社側で「益金へと算入」され課税されるため)に、日本において「外国税額控除」の規定の適用を受けることができます。ちなみに源泉税を支払わない1と2の取引に関しては、当然ながら「外国税額控除」の適用はありません。

また、「役務提供(事業所得)」と「使用料」の違いは、無形資産などの権利、技術やノウハウが他方(親会社から子会社)へ移転しているかによって判断されます。こちらは判断が難しいところなので個別に確認が必要になりますし、(慣行としての)取り扱いも不透明な部分がありますので担当する税理士やコンサルタントへの確認が必要です。

※その他に、日本負担給与の支払や出張者の日当の支払等でも利益の還流を行うことができます。

このように利益の還流については、その取るべき方法の数自体は少ないですが、税務リスクが複雑に絡む部分となります。いずれの方法を取ったとしても、インドネシアでは税務リスクを確実に排除することは難しいため、税理士やコンサルタントのアドバイスを受けつつ、移転価格文書などで理論武装をしておくことが肝要です。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan

12950

E メール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販
売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディー
デリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導
入いただいている「Bridge Note」は、入力が平
易な多言語のクラウド会計システムです。会計
業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお
考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入が
でき、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) よりタイ法令の最新情報をお届けいたします。

タイトル：

新型コロナ関連規制措置に伴う支援策について

タイ政府は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている雇用主及び民間被用者(社会保障法第33条に基づく)に対する新たな支援策が閣議で承認されましたので、下記の通りお知らせ申し上げます。(2021年8月4日時点では、官報には告示されていません。)

1. 支援策の対象となる地域

バンコク都、ナコンパトム県、ノンタブリー県、パトゥムタニ県、サムットプラカーン県、サムットサーコーン県、ナラティワート県、パッタニー県、ヤラー県、ソンクラーク県
(以上10県は7月13日に承認されました。)

チャチュンサオ県、チョンブリー県、プラナコーンシーアユッタヤー県
(以上3県は7月20日に承認されました。)

カンチャナブリー県、ターク県、ナコンナーヨック県、ナコンラーチャシーマー県、プラチュワップキリーカン県、プレーチンブリー県、ペッチャブリー県、ペッチャブーン県、ラヨーン県、ラチャブリー県、ロブブリー県、シンブリー県、サムットソンクラーク県、サラブリー県、スパンブリー県、アントン県

(以上16県は8月3日に承認されました。)

2. 支援策の対象となる業種 (9業種)

- ①建設業
- ②宿泊施設および飲食店
- ③芸術、娯楽、レクリエーション
- ④その他のサービス業
- ⑤輸送業と倉庫業
- ⑥卸売および小売、自動車・バイク修理
- ⑦旅行代理店、セキュリティ会社、清掃業、イベント会社
- ⑧専門職、科学的、学術的業種
- ⑨情報通信、映画やビデオ制作

尚、受給資格の有無(対象業種に該当するか)につきましては、正確な判断が難しいため、最終的な社会保険局の判断となります。

3. 支援策の内容

■従業員への支援金：

(1) 7月に承認された13県については、1人5,000バーツ(2021年7月、8月分)

(2) 8月に承認された16県については、1人2,500バーツ(2021年8月分)

条件：

タイ国籍者、且つ社会保険加入者であること

政府による防疫措置の強化に伴い事業停止命令を受けた業種の場合、停止命令の期間中(90日以内)、賃金の50%(7,500バーツ以下)の失業補償を含めて、合わせて1人あたり10,000バーツを超えない範囲で支給されます。

■雇用主への支援金：

3,000バーツ×従業員数(1回のみ)

条件：従業員数の最大200名まで

上記の支援策を享受するためには、2021 年 8 月
末までに社会保険局への申請・登録が必要となります。
す。

支援策の申請・登録方法など詳細につきましては、
以下の Web site 及び添付（ともにタイ語）より、
ご確認ください。

<https://fb.watch/v/aSeG0S5uG/>

https://www.sso.go.th/eform_news/

<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/44386>

宜しくお願い申し上げます。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メン
バー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立
以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出
前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の
日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワン
ストップでサービス提供しており、在タイ日系企
業向けコンサルティング会社としては最大規模
で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

Wage Subsidy4.0（賃金補助制度） ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Managing Director 加藤 芳之氏

（日本国公認会計士）

＜ポイント＞

- ・Wage Subsidy4.0（賃金補助制度）
- ・最大4ヶ月、最低給与基準は無し

＜Wage Subsidy4.0＞

N子：加藤さん。今日も6月28日に発表された新景気刺激策、PEMULIHのお話ですか？

加藤：そうです。特に今日は、賃金補助制度のお話をしたいと思っています。

N子：新たな賃金補助は、かなり大盤振る舞いですね？

加藤：私もそう思います。最大4ヶ月で、最低給与基準が無いからです。

N子：そうですね。ただ、残念なのは、私たち駐在員には適用されないんですね？

加藤：そうなんです。まあ予算の限界もありますし、まずは自国、マレーシア人から先についていう事なのでしょうね。

N子：まあ、そういう事ですね。

加藤：はい。では、具体的に見ていきましょう。

N子：よろしくお願いします。

加藤：まずは従業員数に関する制限ですが、上限は1社あたり500人となります。

N子：なるほど。無制限ではないんですね。

加藤：残念ながらそうですね。

N子：はい。

加藤：次に、期間と金額です。国家復興計画フェーズ2に基づく2か月間においては、従業員1人あたり月額RM600となり、すべてのセクターで適用可能です。

N子：良いですね。

加藤：はい。そして、国家復興計画フェーズ3に基づく2か月間においては、従業員1人あたり月額RM600となり、フェーズ3でネガティブに分類されたセクターのみが適用可能となります。

N子：なるほど。それで合計4か月という事ですね。

加藤：そうです。全セクター4ヶ月ではありませんが。

N子：はい。

加藤：次に売上条件です。

N子：はい。

加藤：30%以上の売上減少が条件とされていますが、適用になる例示として、以下のものがSOCSOサイトにあげられています。

①Jan 2020 : RM100,000 Jan 2021 : RM69,500

②Sep 2019 : RM120,000 Sep 2021 : RM78,000

N子：なるほど。。2020年との比較だけではなく、2019年との比較でも良いんですね？

加藤：そうなんです。

N子：しかも単月でも良いんかあ。。

加藤：するどい突っ込みですね。私も同じ疑問を持ち、いちおうSOCSOに電話で確認したんですが、2019年との比較でも良く、また単月の比較で良いとの回答を得ました。

N子：なるほど。

加藤：登録に関する条件として、①雇用主とその従業員は、2021年6月1日までにSOCSOに登録または提出している必要がある、②雇用主は、2021年6月1日までにCCM等に登録している必要があるというものがあります。

N子：なるほど。当然の条件ですね。

加藤：まあ、そうですね。あと、今回は最低賃金に関する制限はありません。

N子：良いですね！以前は、給与RM4,000以下に制限されてましたもんね。

加藤：そうなんです。あと、その他条件として、雇用主は、Wage Subsidy4.0に基づいて登録された全ての従業員の雇用を継続する必要があります。

N子：はい。

加藤：ただ、雇用主には、従業員との協議および合意を得た上で、労働時間の短縮/給与の削減が認められます。

N子：なるほど。

加藤：申請は2021年8月1日から行うことができ（prihatin.perkeso.gov.my）、申し込みの最終日は2021年10月31日です。

N子：はい。

加藤：最後に、以下の会社は対象外になります

- a) SOCSO への登録または拠出が2021年6月1日以降
- b) 雇用主の CCM 等への登録および事業開始が2021年6月1日以降
- c) 雇用主が、まだマレーシア内国歳入庁に登録されていない
- d) 解雇された従業員
- e) SOCSO の雇用インセンティブプログラムの下で雇用されている従業員
- f) 公共部門の使用人および自営業者
- g) 外国人労働者および駐在員
- h) 承認が得られてから Wage Subsidy 4.0 を取り下げた雇用主

N子：はい。

加藤：その他の詳細情報は、SOCSO のカスタマーサービス (1-300-22-8000) に連絡してみてください。

N子：ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

ベトナムの税制 ①

CaN International

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マネージャー 久野 晃士氏

【ベトナムの主な税金】

ベトナムで企業等に課せられる税金として主なものは、法人所得税（法人税）、付加価値税（VAT）、特別消費税があり、個人に課される税金として個人所得税があります。ベトナムの法人税は、アジア諸国のなかでも比較的税率が低く、加えて各種の優遇税制を採用していることから、進出企業にとっては大きな魅力となっています。一方で、法人税計算における費用の損金算入要件が比較的厳しく、その他、外国契約者税などベトナム特有の制度もあるため留意が必要です。

今回は、ベトナムの主な税金についてご説明します。

1. 企業等に課せられる税金

(1) 法人所得税（法人税）

法人税の標準税率は 2014 年 1 月に 25%から 22%に引き下げられ、2016 年 1 月からは 20%にまで引き下げられています。

① 納税義務者

納税義務者は、企業法、投資法、金融機関法、保険業法等の国内法により設立された内国法人と、ベトナム国内に恒久的施設を有し外国法に基づいて設立された外国法人に分けられます。

② 課税対象期間

原則として暦年が課税対象期間ですが、管轄当局に届け出の上、3 月末、6 月末、9 月末に変更ができます。

③ 申告および納税

課税対象期間末から 90 日以内に確定申告・納税、および毎四半期末から 30 日以内に予定納税が必要です。なお、予定納税の合計額が確定申告額より 20%以上少ない場合、当該差額に対する延滞税を納税しなければなりません。

④ 税率

標準税率は、2016 年 1 月に 22%から 20%に下げられました。なお、石油、ガス、その他希少天然資源事業調査、探査、採掘を行う事業に対しては 32～50%の税率が適用されます。

⑤ 欠損金の繰越

税務申告において損失となった場合には、欠損金として翌期以降に繰り越すことができます。繰越期限は発生した翌年から 5 年間であり、欠損金の範囲内であれば所得金額に対して 100%を控除できます。欠損金の繰り戻しは認められていません。

なお、優遇税制による免税期間も欠損金の繰越可能期間である 5 年間に含まれるため留意が必要です。

⑥ 優遇税率、減免措置

事業内容や設立地域に応じて、優遇税率（通常は 10%）の適用や、法人税の減免措置として免税期間や 50%減税期間の適用があります。詳細は弊社が寄稿した「CHUGIN GLOBAL NEWS（2021 年 2 月号）」をご参照ください。

⑦ 費用の損金算入要件

費用を損金算入するためには、原則として次の全ての要件を満たす必要があります。

- ・ 事業活動に直接起因および関連すること
- ・ 法律の規定に沿った「レッドインボイス※」等の証憑を添付すること

- ・VAT 込みで 2,000 万ドン（約 10 万円）以上の支払は銀行送金等の非現金決済方法による支払証憑を添付すること

※:付加価値税法に則った公式インボイスを指します。

(2)付加価値税 (VAT)

企業が事業の過程で創出する付加価値に対して課される、日本の消費税と類似した税金です。

①納税義務者

納税義務者は、ベトナム国内で課税対象取引（資産の譲渡や役務の提供等）や輸入取引を行った法人及び個人です。

②申告および納税

月次申告が原則ですが、前年の売上金額が 500 億ドン以下の場合は四半期申告を選択できます。月次申告は翌月 20 日まで、四半期申告は翌月 30 日までに行う必要があります、納税期限も同様です。

③税率

標準税率は 10%ですが、政策的な理由により、以下のとおり品目ごとに 0%と 5%の税率が適用される取引がある、複数税率が採用されています。

品目	税率
輸出品、輸出加工区内企業への物品・サービスの提供	0%
必需品・科学技術（生産用水及び家庭用水、肥料、肥料用鉱物、殺虫剤、食料品、医薬品など）	5%
その他の物品及びサービス等	10%

(3)特別消費税 (ET)

タバコや酒類など特定の物品の生産および輸入または特定のサービス提供に特別消費税が課されます。主な対象物品・サービスおよび税率は以下のとおりです。

①物品

タバコ・葉巻（75%）、アルコール（20 度以上は 65%、20 度未満は 35%）、ビール（65%）、24 席未満の自動車（シリンダ容量等により 5%～150%）、ガソリン（7%～10%）、トランプカード（40%）、宗教儀式で使われる紙製品（70%）等

②サービス

ディスコ（40%）、マッサージ・カラオケ（30%）、カジノ（35%）、賭事（30%）、ゴルフ（20%）等

(4)外国契約者税 (FCT)

ベトナム国外の個人・組織（外国契約者）がベトナム国内の組織・個人（ベトナム法人等）にベトナム国内でサービスを提供した際に課される税金です。ベトナムに恒久的施設（PE）があるか無いかに関わらず、ベトナム国内において得た所得や付加価値に対して課されます。

①納税義務者

通常、納税義務者はベトナム法人等であり、契約代金を外国契約者へ支払う際に FCT を源泉徴収し、申告納税義務を履行します。

②税額計算方法

ベトナムに恒久的施設（PE）を有さない場合、直接法（課税対象収入にそれぞれ所定の税率（みなし CIT 率またはみなし VAT 率）を乗じる方法）により算出されます。

③みなし税率

取引の種類により、以下のみなし CIT 率とみなし VAT 率が規定されています。

主な課税取引の種類	みなし税率	
	CIT 率	VAT 率
サービスが付随する物品販売	1%	—
サービス一般	5%	5%
レストラン・ホテル・カジノの管理サービス	10%	5%
建設・据付（資材・機械設備の供給を伴わない）	2%	5%
建設・据付（資材・機械設備の供給を伴う）	2%	3%
運輸サービス	2%	3%
製造、その他事業	2%	2%
有価証券譲渡・再保険	0.1%	—
利息	5%	—
ロイヤルティ	10%	—

(5) 個人所得税 (PIT)

個人所得税は、個人の所得に対して課される税金です。ここでは主にベトナムでの就労により得られる所得に課される個人所得税を対象として記載します。

ベトナム居住者には基礎控除があるため月次給与が 1,100 万ドン（約月額 5 万円）以下の場合、個人所得税は課されません。

①納税義務者

滞在期間に関わらず、ベトナムで 1 日でも就労していれば納税の義務があります。なお、ベトナム居住者と非居住者の区分により課税対象となる所得の範囲と税率が異なります。

課税対象となる所得の範囲は、居住者では所得の源泉が国内・国外に関わらず全世界の所得となり、非居住者では、原則としてベトナム国内を源泉とする所得となります。

なお、非居住者の場合には、租税条約の適用により免税となる場合がありますが、実務上ベトナムでは税務局が何らかの理由を付けて租税条約の適用を拒否するケースがあるため、十分留意する必要があります。

②居住者の判定

以下のいずれかを満たした場合に居住者となります。

- ・暦年でベトナムに 183 日以上滞在している者
- ・ベトナム入国日から起算した連続 12 ヶ月間のうちベトナムに 183 日以上滞在している者
- ・契約期間が 183 日以上居所契約を有している者（ただし、ベトナム国外の税務局発行の居住者証明書を有する場合は非居住者となります）

③給与所得に対する申告および納税

給与所得については、月次での予定申告・納税（一定の要件を満たす場合および海外の法人から給与を受け取る個人は四半期での予定申告・納税）を翌月 20 日以内に行い、年次での確定申告を課税期間終了時から 90 日以内に行う必要があります（非居住者の場合、確定申告は不要です）。

④給与所得に対する税率

- ・居住者に対する個人所得税

給与所得の場合、納税者が受け取ったすべての賃金、報酬の他、会社負担の家賃や各種手当なども含んだ合計額が課税所得となります。居住者は課税所得に対して、以下の超過累進税率が適用されます。

月間課税所得
500 万ドン以下
500 万超～1,000 万ドン以下
1,000 万超～1,800 万ドン以下
1,800 万超～3,200 万ドン以下
3,200 万超～5,200 万ドン以下
5,200 万超～8,000 万ドン以下
8,000 万ドン超

- ・非居住者に対する個人所得税
税率は所得額に関係なく一律 20%です。

なお、給与所得以外の所得に対しては、所得の種類に応じて異なる税率が適用されます。

⑤所得控除

主な所得控除として、居住者には月当たり 1,100 万ドンの基礎控除、被扶養者 1 人につき月当たり 440 万ドンの扶養者控除、社会保険料控除が受けられます。



CaN International Group

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

URL : <http://www.caninternational.co/>

問合せ先: info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地 : 31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

TEL : +84 28-3910-7424

【東京オフィス】

所在地 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2 第一稲村ビル 7 階

TEL : 03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。

現在、東京、シンガポール、中国、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、日系企業の海外進出、クロスボーダーM&A、国際税務、現地での各種支援サービスをワンストップで提供しています。

With コロナ：駐在員の個人所得税に直接的な影響ある重要規定① ～日本本社として個人所得税額に直接的な影響が生じ得る重要規定・最新動向に要留意～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

近年、中国政府は各種政策を通じ外資企業の選別を進めています。外国籍人員の従業に対しても同様の傾向を強めています。このような背景を受け、駐在員及び日本本社にとって、税務上、多大なインパクトが生じ得る重要規定・最新動向を説明します。

まず今回は、JP マイツ通信（2019 年 8 月号）ⁱでもお伝えした、改正「個人所得税法」の移行措置の終了についてです。下述のシミュレーションの通り、本優遇措置の終了による税負担のインパクトは極めて大きく、日本本社にとって、2022 年以降の駐在員の派遣ポリシーにも影響を及ぼし得る為、その理解は必須と言えるでしょう。

1. 2022 年 1 月 1 日以降、「年一回賞与に対する取扱い」、「外国籍人員に対する優遇措置」の廃止

2019 年 1 月より「個人所得税法」ⁱⁱが改正施行され、同補充規定である財税「2018」164 号ⁱⁱⁱでは、旧法下の税制優遇措置のうち、「年一回賞与に対する取扱い」や「外国籍人員に対する優遇措置」について、2021 年 12 月 31 日までは移行措置として暫定的に改正後の新ルールとの併存が認められています。しかし、2022 年 1 月 1 日以降は新ルールに一本化（すなわち当該優遇措置の廃止）により、以下の深刻な影響が生じます。

(1) 年一回賞与に対する取扱い

～中国籍・外国籍共に対象～

現在、賞与に対する課税方法として、国税発「2005」9 号により、年 1 回に限定して 12 ヶ月で按分し算出した金額に対応する適用税率と速算控除を用いた、以下の税額計算方式が認められています。

2021 年末までは当該計算方式を用いるか同賞与金額を総合所得に算入し計算するかの二択であり、通常は前者を選択しますが、下記例の通り、来期以降は大幅な税負担増となるケースも多いと思われます。

【課税所得・納税額の変化・計算例①】

	現行	2022 年 1 月 1 日以降
計算方法	賞与金額×12 か月での按分金額に対応する税率－速算控除額	賞与は全て総合所得に算入し計算
計算例	賞与金額：24 万円、年間総合所得（以下同）70 万円、賞与は年 1 回支給 賞与：24 万円÷12＝2 万円 2 万円の月次税率表 ^{iv} での適用税率は 20% $24 万円 \times 20\% - 1,410 円 = 46,590 円$ 総合所得：70 万円×35%－85,920 円＝159,080 円 納税額合計＝159,080 円＋46,590 円＝205,670 円	総合所得 94 万円に対し課税： $94 万円 \times 35\% - 85,920 円 = 243,080 円$ 本ケースでは、税額が約 4 万円も増加

* 上記は個人所得税法の巻末表（個人所得税税率表一）の通り。（会社による税額負担の）グロスアップ計算を用いていない。

* 本例は中国税法上の居住者を対象とし、非居住者の場合は課税所得計算時に 6 か月按分で計算する。

* 上記の“年間総合所得”は基礎控除 6 万円等を控除後のもの。下記計算例②も同様。

(2) 外国籍人員に対する優遇措置

現在、外国籍人員に対しては、国税発[1997]54 号に基づき、住宅手当を始めとした以下の免税項目が設けられています。

【免税項目の詳細】

- ・ 住宅手当
- ・ 食事手当、クリーニング手当
- ・ 中国への着任・離任時の引越し手当
- ・ 出張手当
- ・ ホームリース費用
- ・ 語学訓練費、子女教育費


【特別追加控除項目及び控除基準額】

項目	控除基準額: 年額 / 月額(元)
子女教育費	-- / 1,000 (子女一人当たり)
継続教育費 (学歴教育) (継続教育)	-- / 400 3,600 / --
重病医療費	80,000 / --
住宅ローン利息	-- / 1,000
住宅賃借料*	-- / 800~1,500
高齢者扶養料	-- / 2,000
* 住宅所在地に応じて3ランクに区分	

2021 年末までは同免税措置を享受するか特別追加控除^vを適用するかの二択となっており、通常は前者を選択します。しかし、来期以降は免税措置が享受できず、年間課税所得額からの右記限度額を控除する形となる為、下記例の通り、大幅な負担増となります。

【課税所得・納税額の変化・計算例②】

	現行	2022 年 1 月 1 日以降
計算方法	(会社負担)家賃、子女教育費は免税措置を選択	(会社負担)家賃と子女教育費の全額を総合所得に算入し、関連する特別追加控除額を課税所得から控除
計算例	総合(給与)所得 70 万円/年間、(会社負担)家賃 36 万円/年間、子女教育費 6 万円/年間	総合所得: 70 万円 + 36 万円 + 6 万円 = 112 万円
	納税額: 70 万円 × 35% - 85,920 円 = 159,080 円	控除額(例) = (家賃 1,500 + 子女 1,000) × 12 か月 = 3 万円 納税額: (112 万円 - 3 万円) × 45% - 181,920 円 = 308,580 円

更に年 1 回賞与額(計算例①)を加味: 納税額 = (112 万円 + 24 万円 - 3 万

円) × 45% - 181,920 円 = 416,580 円 **本ケースでは、税額が 20 万円超も増加**

現行納税額: 205,670 円(計算例①を参照のこと)

尚、駐在員に関しては手取り保証が一般的であり、この場合、グロスアップ計算時に個人所得税額も課税所得に算入されますので、実務的には多くのケースで上記計算例より税負担が更に増大すると考えられます。

2. まとめ

中国の個人所得税は最高税率では 45% が適用される超過累進課税となっています。2022 年以降を鑑みれば、繰り返しとなりますが駐在員住居の賃料は会社負担が主流であり、当該賃料が課税所得に算入されると殆どの駐在員に対して、最高税率 45% (乃至は 1 等級下の 35%) が適用されると予想されます。更に、駐在員の派遣に当たり手取り保証を行い、中国の個人所得税も会社負担とする例が一般的であり、日本本社にとって、2022 年以降の税負担のインパクトは深刻と言えます。

日系現地法人を含む中国現地法人や諸団体が同政策の廃止や再考を求める動きも見受けられます^{vi}。その一方で、中国社会保险の実務運用を例に鑑みれば未だに外国籍人員には強制加入を求めない一部地域が見受けられるなど、本政策についても実務運用に地域差の生じる可能性もあります。従い、同政策を巡る議論など今後の動向や実務運用の注視は勿論のこと、更にコロナ禍による日中間往来の硬直化等を鑑みれば、現地化の進展の要否など、駐在員の派遣ポリシーの見直しを含めた、現地法人運営の再考も求められると言えるでしょう。



ⁱ JP マイツ通信及び過去のニュースレター（各マイツ通信ほか）

以下 URL の通り。

URL: <http://www.myts.co.jp/newsletter/03-jp-1/> ・

URL: <http://www.myts.co.jp/newsletter/index.html>

ⁱⁱ 個人所得税法の原文 URL は以下の通り。

URL: <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c21603682/content.html>

ⁱⁱⁱ 財税「2018」164 号の原文 URL は以下の通り。

URL :

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3978994/content.html>

^{iv} 按分時に適用する月次税率表の税率・タックスブラケットは、
財税「2018」164 号（脚注 iii リンク先）の付表を参照のこと。

^v 国発「2018」41 号の原文 URL は以下の通り。

URL :

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content_5351181.htm?trs=1

^{vi} 一例として「中国ビジネス環境改善への提言」が公開されている。以下 URL の通り。

URL :

https://www.jc-web.or.jp/publics/download/?file=/files/content_type/type019/1760/202103221126574283.pdf

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら） Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。